

■ 研究論文

韓国の環境予算政策の現状と問題点

——水質汚染防止の地方譲与金制度を中心に——

張 貞 旭

Ⅰ. はじめに

1960年代から始まった韓国の工業化戦略は、全国的に公害および環境破壊をもたらした。1980年代に入ってから環境に関する国民意識が高まったうえ、1980年に環境庁も設置され本格的な環境政策が始まるようになった。ところが、環境保全および改善に関する関連政策は中央政府によって樹立・実行される一方で、地方自治体（以下、自治体と略称）の役割は極めて限られていた。1995年6月に地方住民の直接選挙によって自治体首長が選ばれ、自己機関の選任原則に基く本格的な地方自治時代が「再開」されたとはいえ¹⁾、自治体の財政力の限界で環境分野の政策優先順位は依然として低く、環境関連予算の大部分も、普及率の低い下水処理場などのような環境基礎施設の建設・運営に集中されている。

韓国政府も環境規制水準の強化や環境予算の大幅な増額などを通じて環境改善をはかってきたが、かえって環境の質は悪化しつつある現状である。その理由として環境予算の絶対的な不足がよくいわれており、従来の研究の大部分も環境予算の供給側面すなわち財源調達が中心であった。しかし、公共部門の限られた環境関連予算により、環境保全の大部分の投資が行われている現状に鑑みれば、需要側面からの環境予算の効率性も検討する必要がある。

この場合、環境政策で最も重要な課題は、中央と自治体、公共部門と民間部門、自治体同士といった三つの側面から、それぞれの関係者がいかに環境保全のための支出を分担し、またその便益を享受しなければならないかということ

である。そのうち、公共部門の環境関連予算とりわけ環境支出が、中央と自治体でいかに決定・配分されるかという問題が本稿の主な研究対象である。環境管理における自治体の役割もますます高まり、中央と自治体との間に環境政策上の機能と予算の合理的な配分が重要性を増しているからである。

本稿の目的は、韓国の環境保全に当たって、公共部門の環境関連予算および地方譲与金が果たしている役割とその問題点を明らかにすることである。そのため、まず韓国の環境関連予算の概念を定立し、展開過程およびその特徴を浮き彫りにする。二番目に、地方自治制度が本格的に再開された1995年を起点に、環境部門で自治体が果たした役割およびそのあり方を検討・分析する。三番目に、地方の環境改善における地方譲与金の機能を検討し、また制度上の問題点を取り上げる。最後に、環境予算政策の全般的な問題点とその改善策を提案する。

Ⅱ. 中央政府の環境関連予算の範囲と規模

1. 環境関連予算の構造と支出

環境関連予算の規模は環境行政をいかに定義するかによって異なる。一般的に、狭義の環境行政は、環境関連の人間活動を規制するものであって、様々な経済活動から生じる環境汚染物質の効果的な抑制と処理に重点をおく。広義の環境行政は、地球温暖化、生物多様性の減少、オゾン層の破壊などの地球環境問題のみならず、アメニティの向上および自然生態系の保存などのために行われる行政をさす。後者の場合、

(表－1) 中央政府の環境関連歳出予算の規模と推移

(単位：億ウォン)

	1985年	1990年	1995年	1998年	1999年	2000年
GNP (A)	780,884	1,714,881	3,519,747	3,965,695	4,282,951	4,625,587
政府予算 (B)	124,064	274,367	745,344	1,109,139	1,200,206	1,251,792
環境関連予算 (C)	877	2,524	13,273	23,828	23,176	28,022
環境部予算 (D)	420	902	6,729	11,131	11,536	13,023
C / A	0.11 %	0.15 %	0.38 %	0.60 %	0.54 %	0.61 %
D / B	0.34 %	0.33 %	0.90 %	1.00 %	0.96 %	1.04 %

出所) 環境部『環境白書』各年版。

注1) 1995年以降は国内総生産 (GDP) であり、2000年は予算案の数値である。

2) 2000年9月半ば現在の為替レートは、円：ウォン＝1：12である。

韓国では環境部・建設交通部・海洋水産部・農林部 (山林庁・農村振興庁)・産業資源部 (通産省に当たる)・科学技術部・文化観光部などの多くの中央省庁が担っている。また、主務部署である環境部の場合でも、狭義と広義に基く業務の明確な区分は困難である。そのため、韓国における一般的な環境関連予算は、主務部署の環境部予算と行政自治部 (水質汚染防止譲与金)・建設交通部 (広域上水道)・海洋水産部 (海洋保全) の予算を合せたものをさす。

表－1 からわかるように、韓国の政府予算が1985年の12兆4,000億ウォンから2000年の125兆1,800億ウォンに約10倍増加したものの、同期間の環境予算規模は約32倍の増加を見せている。GNPに占める環境関連予算の割合も増加しつつあるものの、環境部門への投資が遅れたため、予算の大部分は廃水処理場・上下水道施設・廃棄物処理場などの環境基礎施設の拡充に集中投資されている。

こうした環境関連予算の規模別の支出は、環境部 (46.68%) をはじめ、行政自治部、建設交通部、海洋水産部の順位で行われている (表－2)。そのほか、農林部 (農漁村生活用水事業) と財政経済部 (公共資金の融資) も支出している。1992年の環境部予算の減少は、下水処理場の設置・下水管渠の新設・糞尿処理場の設置・汚染河川浄化事業が地方譲与金事業へと転換されたことに起因する。1995年の環境関連予算の増加は、従来の環境処の環境部への昇格

に伴う組織拡大と4大江水質改善対策金の新設によるものである。

こうした環境関連予算 (2000年) の財源は、環境部の「環境改善特別会計」、財政経済部の「財政融資特別会計」、行政自治部の「地方譲与金特別会計」、農林部の「農漁村特別税管理特別会計」と「農漁村構造改善特別会計」、財政経済部の「公共資金管理基金」と「漢江水系管理基金」などから賄われる。1988年に設置された財政融資特別会計は、政府所有の株の売却収入・政府出資金・他の会計からの繰入金からなる。財政融資特別会計は、国家財政融資事業を遂行しているものであって、環境改善投資の重要な財源となっている。1994年にWTO体制の対応策として設置された農漁村特別税管理特別会計は、農地および山林専用負担金や一般会計の繰入金などで賄われ、農漁村生活環境改善のための投資を主な業務としている。公共資金管理基金 (1,664億ウォン) は、洛東江水系下水処理場建設²⁾と下水管渠設置費での譲与金の不足分を補填する (表－3)。

さらに、環境関連予算のより広い範囲には、鉱山安全および公害防止事業・全国LNG供給網の拡充事業を支援する通産外交部の「エネルギー及び資源管理特別会計」も含まれる。この会計の財源は石油賦課金と一般会計からの繰入金からなる。

一方、環境関連予算の支出の効率性を高めるため、他の省庁の環境関連部門およびその予算

(表-2) 省庁別の環境関連歳出予算

(単位: 億ウォン)

	1991	1992	1994	1995	1998	1999	2000
環境関連予算	4,763	5,988	9,502	13,273	23,828	23,176	28,022
環境部	2,718	1,396	4,716	6,729	11,131	11,536	13,023
(%)	(57.06)	(23.31)	(49.63)	(50.70)	(46.71)	(49.78)	(46.68)
建設交通部	1,752	2,148	1,916	3,016	5,782	4,707	5,231
(%)	(36.78)	(35.87)	(20.16)	(22.72)	(24.27)	(20.31)	(18.67)
広域上水道	972	1,174	1,716	3,016	5,782	4,707	5,231
地方上水道	610	794	200	—	—	—	—
工団下水道	179	180	—	—	—	—	—
行政自治部	293	2,444	2,870	3,528	6,716	6,714	9,317
(%)	(6.15)	(40.81)	(30.20)	(26.58)	(28.19)	(28.97)	(33.25)
水質保全	—	2,125	2,490	3,121	6,676	6,714	9,317
国立公園	293	319	380	407	40	—	—
海洋水産部	—	—	—	—	199	219	450
(%)	—	—	—	—	(0.84)	(0.94)	(1.61)
海洋保全	—	—	—	—	199	219	450

出所) 環境部『2000年予算(案)の説明資料』1999年10月。

注) () の数値は、環境関連予算に占める各省庁別の環境関連予算の割合である。

(表-3) 主要特別会計の環境関連事業

(2000年8月末現在)

会計の種類	事業内容
財政融資特別会計	ゴミ焼却施設, 地方上下水道事業, 工業団地廃水施設事業, 中小企業の汚染防止施設の支援事業, 山林資源開発
公共資金管理基金	水質改善事業
農漁村構造改善特別会計	農漁村生活用水開発
農漁村特別税管理特別会計	農漁村汚水・廃水処理施設, 農漁村廃棄物処理施設, 地方上水道整備, 汚染河川の整備
環境改善特別会計	環境汚染防止事業
地方譲与金特別会計	水質汚染防止事業
国有財産管理特別会計	総合環境研究団地の造成, 山林保護事業

が環境部へ移管された経緯がある。例えば、建設交通部の下水処理場管理業務と工業団地下水処理業務が1991年と1994年にそれぞれ環境部に移管された。上水道の場合、1995年に地方上水道業務が環境部に移管されたが、相変わらず広域上水道は建設交通部の所管業務となっている。また、1998年に行政自治部の国立公園管理業務は環境部に移管された反面、環境部の海洋保全業務が1996年に発足した海洋水産部へ移管

された。そのほか、1995年に保健社会部の飲水管理業務が環境部へ、また行政自治部の農漁村生活用水事業が農林水産部へそれぞれ移管された。

部門別の支出を見れば、清水供給(水量・水質)部門の予算が環境部門予算全体の4分の3近くと大きな比重を占めている(表-4)。大気保全の支出額の比重はまだ低いが、前年度比の増加率は著しく5倍にも近い。大都市の大気

汚染源が産業から自動車にかわりつつあることを反映し対策の拡大が求められたからである。こうした清水供給への集中投資の背景として、1990年に起きた洛東江のペノル汚染事件をはじめとするいくつかの大型の水汚染事件の発生や上水源の汚染に対する国民の懸念などをあげられよう。そのため、1989年の浄水場の重金属汚染事件で最初の水対策である「清水供給総合対策」を作成した政府も、1993年の修正を通じて投資額の約2兆ウォン（1990～96年）を7兆3,000億ウォン（1993～97年）に大幅に増やした。さらに、1996年に27億ウォン（1996～2005年）を投資する「水管理総合対策」を樹立するなど、政府は水分野により集中的な投資を行っている。

さらに、2000年度予算の部門別の支出細目を見れば、1）清水供給の2兆1,081億ウォンは、広域上水道建設の5,231億ウォン・老朽上水道改良事業の1,346億ウォン・中小都市の地方上水道開発（30カ所、461億ウォン）・農漁村生活用水開発（50カ所、238億ウォン）などからなる上水道管理の7,673億ウォンと、水質汚染防止譲与金の9,317億ウォン・沿岸地域の下水处理場建設（26カ所、1,125億ウォン）・洛東江周辺地域の下水处理場の建設（6カ所、1,000億ウォン）・八堂特別対策支援金³¹⁾の300

億ウォンからなる水質保全および下水道管理の1兆3,408億ウォンで構成される。2）廃棄物処理の2,865億ウォンは、ゴミ焼却場の建設（47カ所、660億ウォン）・ゴミ埋め立て場（21カ所、241億ウォン）、技術開発資金の融資（500億ウォン）・リサイクル施設の拡充（11カ所、30億ウォン、新規反映）などからなる。

3）大気保全の465億ウォンは、天然ガスバスの普及（1,500台、334億ウォン、新規反映）と大気汚染測定網の拡充・運営（211カ所、59億ウォン）からなる。4）環境技術開発の1,267億ウォンは、環境汚染防止施設資金（環境改善資金）の540億ウォンとG-7環境技術開発事業の200億ウォンなどで構成される。5）その他の2,343億ウォンは、海洋保全の450億ウォン・国立公園整備の440億ウォン・生物多様性の管理と廃鉱汚染防止対策である自然環境保全の95億ウォンなどからなる。

2. 環境部予算の財源調達と支出の効率性

（1）環境部予算の歳入構造

韓国の環境行政組織は、1967年2月に保健社会部の環境衛生課公害係（4人）から始まり⁴¹⁾、1980年1月の環境庁（246人・120億ウォン）、1990年1月の環境処（1,216人・902億ウォン）、1994年12月の環境部（1,354人・4,716億ウォン）と拡大してきた。

（表一4）2000年の部門別の予算現況

（単位：億ウォン）

	1999年	2000年	
計	23,176 (100.0%)	28,022 (100.0%)	金額の増減率 20.9%
清水供給	17,402 (75.1%)	21,081 (72.2%)	21.1%
上水道	7,123	7,673	7.7%
下水道・水質保全	10,279	13,408	30.4%
廃棄物処理	2,702 (11.7%)	2,865 (10.2%)	6.0%
大気保全	85 (0.4%)	465 (1.7%)	447.1%
環境技術開発	1,135 (4.9%)	1,267 (4.5%)	11.6%
自然保全	592 (2.6%)	742 (2.6%)	25.3%
海洋保全	219 (0.9%)	450 (1.6%)	105.5%
環境管理など	1,041 (4.5%)	1,151 (4.1%)	10.6%

出所）企画予算処『環境部門予算現況および今後の運営方向』2000年6月。

ン)へと昇格し、現在(1,296人)に至っている。

中央政府の環境関連予算の約50%を占めている環境部予算は、1995年に環境改善事業の効率的な推進を目的に従来の一般会計と環境汚染防止基金・廃棄物管理基金を統合・新設した「環境改善特別会計」を通じて運営されている。環境庁の発足当時より108倍も拡大した2000年度の歳入予算(1兆3,023億ウォン)は、1)自主財源(6,152億ウォン)と一般会計からの繰入金(4,353億ウォン)からなる「環境改善特別会計(1兆505億ウォン)」, 2)老朽化した地方上水道施設の改良および環境改善資金の融資が目的である「財政融資特別会計の(1,886億ウォン)」, 3)農漁村地方上水道開発および農漁村廃棄物処理施設の設置が目的である「農漁村特別税管理特別会計(388億ウォン)」, 4)総合環境研究団地の造成が主な目的である「国有財産管理特別会計(243億ウォン)」で構成されている。また、一般会計の繰入金は、環境投資所要額と環境特別会計の歳入の不足分を支援する。

一方、環境改善特別会計において、環境改善

負担金などの自主財源が増えつつあるとはいえ、依然として一般会計への依存度(33.4%)が高い。環境投資の安定的な確保のためには自主財源予算の拡大が欠かせない問題である。自主財源の場合、汚染者および受益者負担原則に基いた各種の負担金・賦課金・預り金などの經常移転収入が86%をしめており、その他は財産収入・融資回収金・借款などで構成されている(表-5)。自主財源の拡大のため、政府も様々な負担金・賦課金などの賦課対象の拡大と賦課料率の引き上げを繰り返してきたが、経済的手段は汚染者負担原則に基いているにもかかわらず、その賦課料率が低いために環境保全機能は乏しく、財源調達機能も限られている。経済的手段の財源調達機能は、金額的に増加しつつあるが、その徴収率は景気沈滞の影響で低くなる一方である。例えば、環境改善負担金の場合、徴収率が1994年の88.6%, 1995年の88.0%, 1996年の88.4%, 1997年の87.4%, 1998年の83.4%のように減少している⁵⁾。

(2) 環境部予算の支出構造

歳出の内訳を見れば、前述した環境関連予算

(表-5) 環境部の歳入の内訳

(単位: 億ウォン)

歳入の内訳			年	1999	2000	内 容
自主財源	經常移転収入	環境改善負担金		3,104	3,566	事業用建物，軽油自動車に賦課
		排出賦課金		598	507	大気・水質分野の排出事業所
		廃棄物預置金		377	440	生産業者に賦課（リサイクルの促進のため）
		廃棄物負担金		477	514	生産業者に賦課（リサイクルのできないもの）
		水質改善負担金		257	156	鉾天水の売上の20％に賦課
		その他		120	112	
	財産収入	財産収入		491	582	融資利子収入
		融資回収金		204	264	環境改善特別融資の回収金
		財貨・サービス販売		5	2	その他，官有物の売却
	借款	借款		—	7.6	IBRDからの借款
		その他		0.6	1.1	環境教育の手数料など
	一般会計からの繰り入れ				3,437	4,353
計				9,071	10,505	

出所) 環境部『環境年鑑』各年版。

(表－6) 分野別の環境部予算の推移

(単位：億ウォン)

	1991	1994	1995	1997	1998	1999	2000
環境部予算	2,718	4,716	6,729	10,802	11,131	11,536	13,023
清水供給	1,848	1,823	3,938	5,684	5,691	5,981	6,534
(%)	(68.0)	(38.7)	(58.5)	(52.6)	(51.1)	(51.8)	(50.2)
上水道	—	1,251	2,212	2,727	2,171	2,416	2,442
下水道・水質保全	1,848	572	1,726	2,957	3,520	3,565	4,092
廃棄物管理	245	430	1,456	2,717	2,666	2,702	2,865
大気保全	31	27	29	89	74	85	465
自然保全	3	9	30	63	483	592	742
環境研究技術	19	184	747	1,335	1,184	1,135	1,267
環境管理	288	204	529	914	1,033	1,041	1,151
廃棄物管理基金	114	767	—	—	—	—	—
環境汚染防止基金	170	1,272	—	—	—	—	—

出所) 企画予算処『環境部門予算現況および今後の運営方向』2000年6月、6ページと環境部『環境白書』各年版。

注) () は環境部予算に占める割合である。

のように上水道と水質保全および下水道管理などの清水供給に集中的に配分されている(表－6)。2番目に大きい割合を占める廃棄物管理予算は廃棄物処理施設の新設・拡充に使われている。清水供給の場合、表－2のように、行政自治部の水質汚染防止譲与金(9,317億ウォン)や建設交通部の広域上水道投資(5,231億ウォン)などを含めると、2兆1,081億ウォンにもなる。しかし、環境関連予算の大部分が清水供給に投入されているにもかかわらず、汚染源の増加を追いつくことができないため、上水源の水質改善はかえって悪化しつつある。例えば、ソウル市の上水源である八堂湖の場合、COD(mg/l)とBOD(mg/l)が1990年の1.8と1.0、1995年の2.9と1.3、1998年の3.1と1.5のように悪化した。

2000年度予算の部門別の支出細目を見れば、1) 地方上水道施設の拡充および飲水源の多様化、高度浄水施設の設置などからなる「上水道施設の拡充・支援」、2) 下水処理施設の拡充、工業団地の下・廃水処理施設の設置、上水源保護および水質測定・分析の強化などからなる「河川および上水源の水質改善」⁶⁾、3) 生活廃

棄物の衛生的な処理基盤の拡充、事業場廃棄物の処理施設の拡充および支援、廃棄物のリサイクル促進などからなる「廃棄物管理」、4) 環境技術開発および支援、環境産業育成および国際協力の強化、地域環境基盤の構築および環境教育・広報機能の強化、環境研究の基盤造成および支援からなる「環境技術開発および環境産業の育成」、5) 国土環境および自然生態系の保全、国立公園の管理および自然環境保全施設の設置支援からなる「自然環境保全」、6) 自動車汚染物質の管理、大気汚染物質の管理および大気測定網の拡充からなる「大気保全」、7) 歳入徴収交付金、法廷負担金(年金負担金・対象手当負担金など)、管理庁舎の新築などからなる「その他の環境管理」、8) 事業経費、経常経費、基準性経費(車両運営費など)からなる「基本事業費」となっている⁷⁾。

Ⅲ. 地方自治体の環境予算と地方譲与金制度

1. 環境予算における中央政府と自治体

環境政策における地方分権化は、環境情報の

公開による研究開発の促進、環境行政の合理的な分担による効率化、環境行政への住民参加の増大などの肯定的な側面をもたらす一方、地域開発・所得開発事業の優先主義による環境保全の軽視、汚染問題の広域化による地域間の葛藤、国家的に重要な自然生態系の保存の困難などの否定的な側面をもたらさう。

こうした環境政策における中央・地方の役割分担で最も重要な要素は、合理的な環境行政機能の分担と調和の両方をとれる環境財政機能の調整である。一般的に、中央政府は環境政策の基本原則と方向を設定し、自治体の支援および自治体間の利害調整を担う反面、自治体は中央政府が設計した政策の枠内で地域住民の要求を反映した計画を樹立・実行する。こうした役割の分担基準として、外部性または環境性の便益が及ぶ範囲、有害性および不可逆性、行政費用などをあげられよう⁸⁾。ところが、大規模の開発企業および汚染排出源、高度の専門性を要する汚染排出源などに対する監視・執行業務は、自治体よりむしろ中央政府の業務とすべきである。

韓国の環境行政をみれば、環境部が関連法の制定と規制基準の設定など環境政策の基本枠を樹立し、その執行責任は地方環境庁と自治体（環境緑地課あるいは保健社会・環境課など）が分担している⁹⁾。また、環境管理庁は環境問題の広域性と専門性を考慮し、工業団地内の汚染源の管理、環境基礎施設の運営及び指導・監督を主な業務とする。反面、自治体はゴミ収拾や埋め立て業務のような固有業務と、環境保全法による環境改善負担金の徴収や畜産廃水排出

管理などの団体委任業務を遂行する。しかし、環境政策における中央と自治体の役割分担は明確な基準がなく、1991年に地方議会が構成されると、1992年に環境処は従来地方環境庁を通じて遂行していた環境関連業務（排出源の指導・監督業務）を地方へ委譲したが、相次いだ大型の汚染事件などで再び中央に戻した経緯もある。

一方、公共部門の環境予算は、基礎自治体（約50%）、広域自治体（30～40%）、中央政府（約10%弱）の順で執行されている（表-7）。また、1999年度の環境部予算の場合、補助金や融資金を含めると、全予算の65.2%（7,517億ウォン）が自治体へ支援されている¹⁰⁾。こうした自治体中心の支援は、環境部予算の大部分を占めている。これは環境基礎施設の投資対象が自治体に分散していること、また汚染者に対する規制・監視などの環境行政業務の現場主義に起因している。

自治体首長に対する地域住民の直接選挙が実施された1995年以後の環境予算の推移をみれば、金額と総予算に占める環境予算の割合は漸増しつつある。割合でみると、広域自治体（1995年の7.14%、1996年の7.95%、1997年の12.15%）より基礎自治体（1995年の13.15%、1996年の13.91%、1997年の23.12%）の割合が高い¹¹⁾。こうした特徴は、基礎自治体には広域自治体からの委任業務も多いうえ、国庫補助金および譲与金の配分比率も異なるからである。

自治体の環境予算は、一般会計、特別会計、基金で賄われる。特別会計はその種類や数に規

（表-7）公共部門における環境支出の規模 （単位：億ウォン）

	1992年	1993年	1994年	1995年
中央政府	5,500	5,653	8,563	14,145
広域自治体	23,452	22,963	23,727	26,256
基礎自治体	25,230	30,473	35,074	38,739
計	54,252	59,089	67,365	79,140

出所）金鴻均・林鐘秀『国内外の環境支出分類基準および規模に対する比較分析』韓国環境技術開発院，1995年，18ページ。

制がないので、広域自治体と基礎自治体は多少異なる。環境予算の主な項目は、1) 一般歳入からの繰入金¹²⁾、2) 上・下水道料・ゴミ収集手数料・自然公園の入場料のように、原因者もしくは受益者負担原則に基づく様々な負担金・手数料・入場料収入、3) 国庫補助金、地方譲与金などの中央政府からの支援金、4) 排出賦課金および環境改善負担金の地方交付金（徴収費の10%）などである。また、首都圏を流れる漢江周辺の一部自治体の場合、「漢江水系水源水質改善および住民支援などに関する法律」に基づく水利用負担金からの支援金も環境改善に使うことができる。今後、他の水系にも同じ制度が導入される予定なので、関連自治体の環境予算も大幅に増える見込みである。この支援金は、環境基礎施設設置費および運営費、水辺広域土地購買費、住民支援事業費、その他の水質改善事業費などに使える。

ところが、1999年12月末現在、広域自治体16（特別市1、広域市6、道9）と基礎自治体232（市72、郡91、自治区69）の計248の自治体があるものの、自主財源だけで歳出をまかなうことができる自治体は皆無である。自治体別の環境予算における財政自立度は、1995年度に広域自治体におけるソウル市（100%）と全羅北道（12%）、基礎自治体における釜山市の区平均（91%）と慶尚北道の市郡平均（60%）からわかるように、相当な格差がある¹³⁾。そもそも、自治体別の全予算における財政自立度の相違も大きく、最高97.1%（果川市）と最低8.6%（英陽郡）のように90%以上の隔たりがある（表－8）。財政自立度90%以上の自治体は5団体にすぎず、50%未満の自治体が103団

体で全体の71.8%をも占めている。

こうした中央と自治体との垂直的格差や自治体間の水平的格差を補うため、韓国でも地方財政調整制度が運用されている。環境関連の「国庫補助金」は、「環境政策法」第33条に定められており、環境部管轄の国庫補助対象事業は主要上水源の水質保全・農工業団地の共同廃水処理施設・広域ゴミ処理場建設・下水処理場建設・糞尿処理施設・赤潮および汚染脆弱地域管理・環境保健教育などのような事業である。そのほか、通商外交部の鉱山地域公害防止補助金や建設交通部の都市下水処理施設補助金などもある。また、後述する「水質汚染防止譲与金」と1994年から毎年1,000億ウォンの環境関連の「地方交付金」が交付されている。

2. 韓国の地方譲与金制度と環境保全

（1）地方譲与金制度の導入背景

地方譲与金制度の目的は、地方譲与金法第1条に「国税歳入の全部または一部を自治体に譲与し、自治体の財政基盤を拡充し、道路整備事業などを推進することによって地域間の均衡ある発展をはかること」と規定されている。地方財政を均衡的に拡充するため、中央政府が徴収した特定の国税収入の一部または全額を特定事業の財源として地方に譲与するものである。

自治体間における財政力格差を調整する地方交付税制度と、特定の国家政策を実現するための国庫補助金制度がすでに運営されているにもかかわらず、あえて新しい形態の地方譲与金を導入した背景として、地方政府における財政運用の自律性問題をあげられよう。中央の統制が伴う国庫補助金の場合、自治体は中央政府の政

（表－8）自治体の財政自立度

（1999年12月末現在）

	特別市	広域市	道	市	郡	自治区
最 高	88.1%	82.1%	71.7%	97.1%	59.2%	96.2%
最 低	—	61.0%	18.6%	17.3%	8.6%	26.3%
平 均	88.1%	74.8%	38.3%	52.0%	23.4%	52.3%

出所）行政自治部の内部資料。

注）財政自立度＝（地方税＋税外収入）／一般会計×100

(表－9) 地方財政調整制度の比較

	地方交付税	国庫補助金	地方譲与金
財 源	国家が徴収する内国税の一定率	国家の一般会計または特別会計予算	国家が徴収する国税の全部または一部
使 途	自治体の一般財源として基本行政需要	国家目的事業	全国共通または地域特性のある特定事業需要
配分方式	財政不足額を基準に包括的配分	事業別使途を指定地方の一定負担	包括的であるが、使途指定
性 格	一般財源、自主財源	特定財源、依存財源	一般財源および特定財源、自主財源

策事業を優先的に考慮するはずであるが、自治体が地方費の負担問題で対象事業を諦める場合も生じうる。しかし、国庫補助金事業は水質保全とゴミ処理に集中されているので、多くの人口や工業団地などを抱えている財政自立度の高い自治体に集中される問題を持っている。一方、中央政府の統制が弱い地方交付税の場合、自治体は自身の事業に優先的に投資するはずである。

したがって、資金執行の硬直性および分散投資という問題を解決するため、地方交付税と国庫補助金の中間形態の地方譲与金が求められたのである。地方譲与金は一般財源の単なる補填ではなく、特定事業に充当される点で地方交付金と異なる。また、原則的に地方費の負担義務がなく、事業遂行時も自治体首長が独自に範囲を選定できる自主財源なので、中央政府の審査で地方費の負担義務と事業範囲が決まる国庫補助金と異なる（表－9）。しかし、地方譲与金法第11条第2項の「地方自治体の長は、譲与金の対象事業が効率的に遂行されるよう事業に所要される地方財源を最大限確保しなければならない」と定められているので、地方譲与金の対象事業も環境部と行政自治部の指針により、国庫補助金に類似した地方費の負担が求められる。

制定当時の対象事業は、地方自治制度の実施に備えて地域間の格差を減らすことが最優先の課題であって、地域経済発展の基礎となりうる地方のインフラの供給が欠かせないという観点

から地方道路事業が主な対象事業となった。

2000年8月31日現在、地方財政調整手段の一つである地方譲与金は「国税と地方税の調整などに関する法律」に基づいており、土地超過利得税50%・電話税100%・酒税100%・農漁村特別税の転入金からなる財源で道路整備事業・農漁村開発事業・水質汚染防止事業・青少年育成事業・地域開発事業の五つの事業に支援されている。自治体別の譲与基準をみれば、道路整備事業は未開発・未拡張・未舗装道路の比率に基いており、農漁村開発事業は郡管轄区域の面積を基準に配分金額を算定する。水質汚染防止事業および青少年育英事業は中長期および当該年度の事業計画に基づいて配分する。地方譲与金の執行主体は行政自治部であるが、具体的な事業別・地域別の事業計画の樹立および予算策定は環境部が行う。

一方、2000年9月の改正案によれば、水質汚染防止事業の投資財源を拡充するため、道路整備事業に配分される財源の一部（55/1000）と農漁村特別税管理特別会計の転入金の比率を調整し（現行の19/150→23/150）、その調整分を水質汚染防止事業に追加配分する。また、地方譲与金の対象事業にふさわしくない「青少年育成事業」を除外し、道路整備事業に広域市の区道および市郡の邑面都市計画道路を追加する¹⁴⁾。

（2）地方譲与金制度の展開過程

1990年12月に制定された地方譲与金法は、

「地方道路整備事業」・下水道法による「下水管整備事業」・廃棄物管理法による「一般廃棄物処理施設事業」の三つが対象事業と定められたが、施行年の1991年には地方道路整備事業のみが施行された。地方道路事業には直轄市道・地方道・郡道・大統領が決める農漁村道路の開設および舗装事業などが含まれたが、事業対象自治体として一般市は除外された。その財源は、土地超過利得税50%・酒税15%・電話税100%で計5,570億ウォンであった。また、7次にわたる地方譲与金制度の改正は、譲与金の規模と対象事業の拡大とともに、対象事業の構成が農漁村への支援を拡大する方向に進められた。

第1次改正（1991年12月）の場合、国庫補助事業の一部が自治体に委譲されたので、対象事業を拡大し、「道路整備事業」¹⁵⁾・「農漁村地域開発事業」・「水質汚染防止事業」・「青少年育成事業」の四つとなった。水質汚染防止事業とは環境部の下水処理場設置事業・下水管渠整備事業・糞尿処理場設置事業・汚染河川浄化事業である。制定当時の下水管整備事業と一般廃棄物処理施設事業は実施されずに廃棄された。財源は土地超過利得税50%・酒税60%・電話税100%で計12,506億ウォンであった。注目すべきのは、地方費の負担に関する規定が追加されたことである。

第2次改正（1993年12月）の場合、特別消費税の油類分と乗用車分が交通税（目的税）に転換され地方交付税の欠損が生じたので、その欠損分を補填するために酒税の譲与比率が60%から80%に引き上げられた。それゆえ、新たに「地域開発事業」が対象事業として採択され、酒税の引き上げ分（20%：3,101億ウォン）がその財源となった。五つの事業財源は、土地超過利得税50%・酒税80%・電話税100%で計1兆7,747億ウォンであった。

第3次改正（1994年12月）の場合、農漁村特別税管理特別会計の設置で農漁村特別税の一部が地方譲与金に転入されるようになった。そのため、新たに「農漁村下水道整備事業」が追加された。財源は土地超過利得税50%・酒税

80%・電話税100%・農漁村特別税19/150（2,000億ウォン）で計1兆8,700億ウォンであった。農漁村特別税は農漁村道路（1,200億ウォン）と農漁村下水道整備事業（800億ウォン）に使われた。

第4次改正（1995年12月）は、農漁村整備法の改正に伴い農漁村生活環境整備事業が追加されたが、対象財源と大枠の対象事業には変化がなかった。財源は土地超過利得税50%・酒税80%・電話税100%・農漁村特別税19/150で計2兆5,511億ウォンであった。

第5次改正（1996年12月）の場合、水管理総合対策の推進と、国家公務員から地方公務員への転換で生じた自治体財政を補填するため、酒税の譲与比率が100%に引き上げられたうえ、水質汚染防止事業への財源配分比率も17%から24.5%に引き上げられた。財源は土地超過利得税50%・酒税100%・電話税100%・農漁村特別税19/150で計3兆1,894億ウォンであった。注目すべきのは、環境改善特別会計の対象事業である下水管渠の改補修・畜産廃水共同処理施設・糞尿処理施設改善・下水処理場設計などが地方譲与金の対象事業に転換されたことである。

第6次改正（1997年1月）の場合、農漁村地域開発事業を行っている面が邑に昇格されても事業費を計画どおりに支援するという条項の挿入が行なわれたものの、対象財源と対象事業での変化はなかった。ただし、1996年に違憲判決を受けた土地超過利得税は1998年12月28日付で財源から削除された。

第7次改正（1999年12月）の場合、「国税と地方税の調整に関する法律」の改正（1999年12月）にもかかわらず、2000年末までには酒税の地方譲与比率を95/100に固定したうえ、酒税のかわりに「酒税譲与財源」と改称した。

（3）水質汚染防止事業の地方譲与金制度

地方譲与金制度の導入は、国庫補助金事業を地方譲与金事業に転換させたうえ、内国税規模の減少による地方交付税の財源の減少をもたら

(表-10) 地方譲与金による中央・地方財政の格差の改善効果

年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
財源移転前								
国税	77.8	78.8	78.1	76.4	78.8	79.7	79.2	80.2
地方税	22.2	21.2	21.9	23.6	21.2	20.3	0.8	19.8
財源移転後 ¹⁾								
国税	62.4	65.6	65.2	62.1	65.5	65.7	64.4	63.7
地方税	37.6	34.4	34.8	37.9	34.5	34.3	35.6	36.3
財源移転後 ²⁾								
国税	60.9	62.8	62.3	58.9	62.9	62.6	60.8	60.3
地方税	39.1	37.2	37.7	41.1	37.1	37.4	39.2	39.7
譲与金の効果	1.5%	2.8%	2.9%	3.2%	2.6%	3.1%	3.6%	3.4%

出所) 行政自治部『地方財年年鑑』各年版。

注1) 移転財源は地方交付金と国庫補助金である。

2) 移転財源は地方交付金、国庫補助金、地方譲与金である。

したが、中央・地方財政の垂直的格差の改善に寄与したと評価できよう。表-10からわかるように、自治体への中央の財政移転による自治体の財政拡充を窺うことができる。また、地方譲与金による道路整備事業で地方道路の舗装率が1980年代の20～30%から1990代末の60～70%にまで向上した。舗装率の向上に伴う道路利用の増加は、地域生産と所得などの向上に大きく寄与したと推測できる。

ところが、水質汚染防止譲与金はその用途と財源との整合性が全くなく、単に地方自治制度の実施に備えた地方財政の拡充制度として推進されたものにすぎない。また、譲与額の算定基準についても、中央と自治体の水質汚染防止事業に関する中長期計画と譲与金を譲与する当該年度の事業計画を審査するので、事実上国庫補助金の予算編成方式をとっている。さらに、譲与金も部門別に事業費の一定率だけを支援しているので、自治体の地方費の負担が必要となる¹⁶⁾。例えば、下水処理場の場合、基本設計費は譲与金100%の支援であるが、工事費は広域自治体10%、県庁所在市50%、基礎自治体53%のように一部しか譲与されない¹⁷⁾。にもかかわらず、膨大な予算が必要である下水処理場や下水管渠の場合、投資財源の確保において中央の

統制を受ける国庫補助金より譲与金のほうが安定的である。

また、地域環境管理の体系的でかつ効率的な推進のため、予算編成の手続きの改善策として譲与金の先審制度を新設した。申請段階から自治体(市・道)は、事業計画書を管轄環境管理庁との事前協議をへて環境部に提出するようになった。こうして、環境部は事業計画書を検討する際、管轄管理庁との事前協議の結果をなるべく反映し、地域環境管理の積極的な支援を行うことができるようになった。

1999年度の地方譲与金である水質汚染防止事業費(6,714億ウォン)の財源は、土地超過利得税50%・酒税60%・電話税100%からなる特定財源23%、農漁村特別税転入金40%、酒税10%で構成されている。主な対象事業である下水処理場への支出は、1995年の農漁村特別税事業の新設で減少したとはいえ、1999年度の予算支出で全体の50.8%を占めている(表-11)。特定財源(酒税と電話税)の配分比率は、1990年の19%、1998年の21%、1999年の23%、2000年以降の24.5%に引き上げられてきた。

ちなみに、韓国の地方譲与金制度と日本の地方譲与税制度との相違点は以下のようである。

1) 韓国の制度は地域間の均衡ある発展を強調

(表一 11) 水質汚染防止事業譲与金の規模および予算の内訳

(単位：億ウォン)

年	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
下水処理場	1,530	1,800	1,793	1,671	1,671	3,392	3,364	3,414
下水管渠整備	234	275	274	255	355	2,035	2,018	2,046
糞尿及び畜産廃水	213	250	249	232	323	493	489	497
汚染河川浄化	149	175	174	163	226	247	245	248
農漁村特別税事業	—	—	—	800	750	799	560	506
面単位下水道	—	—	—	150	137	125	97	83
部落下水道	—	—	—	450	413	375	291	247
小河川整備	—	—	—	200	200	200	172	176
計	2,125	2,500	2,490	3,121	3,978	6,867	6,676	6,714

出所) 環境部『環境白書』各年版。

しているに比べ、日本の制度は地方財政の安定的な拡充を強調しているので、一般財源の性格が強いこと、2) 韓国の譲与金は事業計画に基づいて配分されるが、日本の譲与税は別途の公式に基いていること、3) 韓国の制度は財源の性格と用途が異なるが、日本の制度は両者に直接的な相互関係があること、などを上げられよう¹⁸⁾。

IV. 韓国の環境予算政策の問題点と改善策

利用可能な財源が限られた場合、その支出の効率性を高めるためには諸政策の費用は便益分析に基いて諸政策を行うべきであるが、費用便益分析そのものの技術的な限界もあって韓国では行なわれていない。韓国の環境予算は規模的に増加しつつあるが、その支出面で解決すべきいくつかの構造的な問題点を抱えている。

1. 予算支出の非効率性

まず、韓国の環境予算政策の構造・運営体系をみれば、事故収拾中心の事後的でかつ短期的な目標樹立が多かったといわざるをえない。環境投資も事後的な汚染防止ではなく、下水処理場施設・埋立地および焼却炉・リサイクル施設などのような供給能力の拡大が中心である。1976年にソウル市の清溪川下水処理場が完工し

たことで下水・糞尿を処理し始めた韓国の場合、急速な産業化と都市化で河川や湖沼などの汚染が広がったにもかかわらず、制度・財政・技術的な不備状態で関連施設の供給のみに集中せざるえなかった。環境回復費用の膨大さや不可逆性などを考慮すれば、今後自然生態系および緑地の保全に持続的な投資が必要であり、かつ遅れている環境産業育成や環境技術開発などのための予算規模を大幅に拡大すべきである。

二番目に、環境予算執行を調整する体系が必要である。

1) 類似事業が様々な省庁によって運用されているので、重複投資の発生するとともに、規模の経済による費用節減効果が喪失するという事態が生じている。また、環境基礎施設への投資も関連施設間の連携性を考慮していない。公共部門が積極的に推進している下水処理施設の場合、下水処理場の建設と下水管渠の整備・老朽化対策(改補修)・スラッジ処理などに対する投資額のアンバランスで下水処理効率は低い状態なのである。下水管渠の場合、地下埋設物による技術的な難点と自治体の財政負担能力の限界で体系的な整備が遅れているとはいえ、1998年末現在、下水管渠の普及率は64.4% (62,330km) にすぎず、多くの下・廃水が処理場を経ずに河川や湖沼へ流れ水質を汚染させている。

2) 自治体の財政力や需要が反映されず、対象事業または自治体の類型によって多様な比率

の画一的な財源配分が行われる問題がある。国庫補助金と融資において、中央政府は自治体の事業別の遂行能力と財政能力を考慮すべきである。また、現行の国庫補助の基準である総事業費が過小評価され、環境関連事業の工事遅延と手抜き工事が生じやすいので、国庫補助率の現実化が必要である。事後的な処理施設の拡充においても、設置のみが中心で運営費や補償費などの支援は皆無であり、財政力がない自治体が事業遂行を諦めるケースも生じている。自治体が裁量で地域特性に合う環境関連事業を遂行できるよう補助金や譲与金などを統合した「包括補助金」制度の導入が求められる。

三番目に、地域環境管理の効率性を高めるため、自治体の開発関連に対する予算支援を環境成果に連携させる制度を構築しなければならない。環境予算の大部分が基礎自治体によって執行されており、かつ環境関連施設も基礎自治体の管轄に置かれているので、今後の環境管理の成否は自治体の役割にかかっているといっても過言ではない。にもかかわらず、1995年に地方自治制度が本格的に始まってから、一部の自治体は開発優先主義に偏っているため、首都圏の衛星都市での乱開発問題、環境問題をめぐる自治体同士の紛争、NIMBY現象が蔓延している。

こうした問題は、環境問題に対する自治体と地域住民の価値観に起因するところが多いものの、開発事業を積極に行うほど財政が豊かになる地方財政制度にも問題がある。とくに、土地課税中心の地方税制は自治体首長に都市開発中心に走らせるインセンティブを与えるうえ、都市開発からの利益が再び都市開発に投資されることを許容している。その解決策としては、次の2点が重要である。

1) 開発利益の一定部門を環境復元や緑地造成などの環境関連事業に投入させる制度の積極的な導入が検討されるべきである。すなわち、中央政府は自治体の環境保存程度を調べ、その結果を地方譲与金や国庫補助金などの支援率に連携しなければならない。また、現行の地方交付税の配分基準においても、自然環境保護地域、

上水源保護地域、生態系保全地域などの外部効果が高い環境資源を保有・管理している自治体を特別に考慮すべきである。

2) 中央と自治体における環境関連業務の明確な区分が求められる。例えば、地方自治法第11条に地方自治体に処理できない国家事務として直轄河川、一般国道に関する事務が定められているが、道路法や河川法などによって団体委任事務に属している。

2. 民間資本誘致の効率性

韓国の場合、国民所得の向上につれて環境施設に対する需要も急増しているので、相当期間にわたって環境関連の支出を持続的に拡大しなければならない。そのため、財源の多様化が必要であって、短期的には環境基礎施設への民間資本の誘致および各種の負担金・使用料の現実化、長期的には環境税および環境公債発行などの新規調達方策を検討すべきである。

一方、1990年代後半から韓国政府も、環境基礎施設、環境便益施設、再活用リサイクル施設などの設置・運営、環境分野の研究開発などの領域に民間部門の寄与と参加を促進するため、「社会的間接資本施設に対する民間投資法」の制定などの誘導政策をとっている。ところが、2000年5月現在、民間資本誘致による施設の設置は完工4ヵ所(215億ウォン)にすぎず、民間委託経営が中心となっている(表-12)。これまで民間企業の大部分の投資が清浄技術開発などのような積極的な環境管理ではなく、防止施設の運営・維持という消極的な規制遵守が中心であった。民間資本の参加を促すためには、中央政府と自治体が消極的な現行制度を修正しなければならない。

まず、民間資本に参加できる対象施設の拡大も必要であるが、関連法の整合性を強化すべきである。上水道の場合、「社会的間接資本施設に対する民間投資法」で民間投資対象に含まれているものの、水道法では民間委託の規定がないために民間資本誘致および民間委託が困難である。二番目に、民間企業の参加を促すことが

(表－12) 民間委託の環境基礎施設 (2000年5月現在)

	下水処理 施 設	廃水終末 処理施設	糞 尿 処 理 施 設	畜産廃水 処理施設	廃棄物処理および飲 食物リサイクル施設	計
全 体	150	119	181	17	93	560
民間委託	31(20.6)	92(77.3)	13(7.2)	2(11.8)	35(37.6)	173(30.9)

出所) 環境部『環境基礎施設の民営化現況および政策方向』2000年6月, 6ページ。

できる, いわゆる「緑の基金」の造成のような補完策が求められる。民間企業の場合, NIMBY現象による事業の遅れ, 処理費に及ばない手数料および利用料などで施設費の回収および運営費の調達が難しくなりうる。三番目に, 新技術による成果・人件費などの運営の節減があった場合, 事業者に経済的なインセンティブを与える制度的な措置が必要である。最後に, 自治体の民営化推進を誘導するため, 民間資本の誘致で環境基礎施設を建設した場合, 対象施設の種類・自治体の財政状態などを考慮し, 民間資本誘致の環境基礎施設に国庫補助金を優先的に支援する措置も求められる。

こうした民間資本の誘致は, 公共部門の財政負担の緩和のみならず, 以下のような効果をもたらしうる。1) 自治体が施設運営者から指導・監督者にかわり, 施設運営のための監視と非正常稼動に対する制裁を強化できるので, 「環境改善の増大」が予想される。2) 効率の低い公共部門に民間部門の創意性と効率性を活用できるので, 「環境サービスの効率性の極大化」を期待できる。例えば, 下水処理場を民間に委託した場合, 自治体の直営より費用節減が現れている(表－13)。3) 民間企業の経験蓄積による環境技術開発および環境産業の「国際

競争力の強化」を促すことができる。4) 副次的な効果として, 民間企業の経営手法および技術が自治体に流れ, 自治体の経営効率性を高めることもできる。

V. おわりに

環境保存に対する積極的な財政支援は不可欠なものであるが, 韓国の環境関連予算とりわけ支出部門は, 水部門の環境基礎施設の建設・運営に集中されている。また, 環境基礎施設の業務が制度的・財政的・技術的に基盤構築ができていない状態で, 下水処理場, 糞尿および畜産廃水処理場, 焼却処理などの施設すなわち量的処理を中心とする事後的な支出となったうえ, 環境基礎施設の設置および運営の調和もとれていない問題を抱えている。現行の限られた予算を考慮すれば, 政府は環境予算政策を合理的でかつ明確な原則に基づいて運営し, 支出の効率性をより高めなければならない。環境の各部門における費用と便益の相互比較は困難であろうが, いくつかの省庁が執行している環境関連業務および予算を環境部に一元化することや, 類似業務の統廃合などの制度的な改正は可能であろう。

(表－13) 民間委託による運営・人力節減の実例 (1999年12月末)

		自治体	民間企業
光州広域市下水終末処理施設 (60万トン/日)	運 営 費	約87億ウォン	約62億ウォン
	運営人員	129名	67名
平澤市糞尿処理場 (80kl/日)	運 営 費	約7.2億ウォン	約5.8億ウォン
	運営人員	9名	5名

出所) 環境部『環境基礎施設の民営化現況および政策方向』2000年6月, 6ページ。

また、環境関連予算の大部分を執行している自治体により効率的な環境保全事業を行わせるため、中央政府は地方財政調整制度を現行の自治体統制ではなく、最大限自治体の意志と自律性を反映できる方向に改善すべきである。環境税あるいは様々な環境関連の補助金を部門別に統合した新たな包括環境補助金制度の導入を検討してもよい。包括環境補助金制度は様々な環境基礎施設の設置・運営が統合管理体制に改変された場合も有用である。自治体も環境改善特別会計を導入し、自治体の環境予算支出を一元化する必要がある。環境改善特別会計の導入により、自治体の環境予算の運営状況を把握し比較することができるので、自治体の相互競争を促す効果を持っている。

ところが、環境破壊の膨大な被害額と不可逆性に鑑みれば、事前的な手段の積極的な活用により、親環境的な社会システムの構築が最も効率的な方法といえる。需要管理制度の導入が、資源節約を通じた環境保全の事前的な効果をもたらし、かつ財源の調達も可能な場合、社会の各部門の合理的な費用分担による財源の調達が望まれる。しかし、韓国では環境の需要者の負担原則が曖昧であり、環境保全の事前的な効果も無視されてきた。たとえば、家庭用の水道料は生産原価の49.2%にすぎないにもかかわらず、当局は物価引き上げへの負担を理由に料率の現実化を留保している。このため、自治体の負債も増える一方で、地方財政の慢性的な悪化要因でもある。さらに、エネルギーなどの資源価格も低く設定されており、かつ資源浪費をもたらす補助金も存在し、環境政策とりわけ需要管理の効率性を阻害している。以上のような政策の転換がなければ、環境破壊の進行のみならず、自治体の負債増加などによる地方自治制度への影響も避けられない。21世紀にさらに厳しくなるグローバル的な環境規制に追いつくためにも、早い段階での取り組みが求められる。

ちなみに、韓国も多くの市場経済原理に基づいた誘引制度を導入したが、その効率性が疑わ

しい。主な手段である排出賦課金と環境改善負担金は直接規制のような性格が強く、投資財源の確保という観点から運営されている。また、廃棄物預り金制度は低い預り率のために返還を促すインセンティブが弱い。廃棄物負担金制度も低い料率と対象品目の限定のために廃棄物のリサイクルや低減などが期待以下となっている。この問題についての検討は別稿に譲りたい。

【注】

- 1) 韓国の地方自治制度の展開過程については、川瀬光義『台湾・韓国の地方財政』日本経済評論社、1996年、及び朴均朝「韓国の中央集中化と地方自治」京都大学大学院法学部修士論文、2000年3月を参照されたい。
- 2) 今年「洛東江水系水管理および住民支援などに関する法」が制定されると、水利用負担金によって賄われる。
- 3) 1998年に樹立された「八堂湖等漢江水系上水源水質管理特別対策」によるものである。なお、八堂湖地域はソウル市の上水源である。
- 4) 環境予算の名目の政府予算が策定されたのは、1971年で5,000万ウォンであった。
- 5) 環境部『環境年鑑』1999年版、525ページ。
- 6) 地方譲与金が支援されないソウル市の下水管渠整備事業を支援する。
- 7) 環境部『2000年度歳入・歳出予算概要』1999年、8～25ページ。
- 8) 鄭会声『地方自治時代の環境政策』韓国環境技術開発院、1994年、122ページ。
- 8) 1986年に地方の6カ所に設置された「環境支庁」は、1990年に環境庁が環境処に昇格するにつれて「地方環境庁」となった。1994年に環境部の発足とともに再び改編され、2000年8月現在、水系中心の4カ所の地方管理庁、3カ所の地方環境管理庁、6カ所の環境出張所が運用されている。
- 9) そのほか、自体事業費（1,182億ウォン）、出資金（754億ウォン）、代行事業費（555億ウォン）などで構成されている。
- 10) チェ・ジンヨン「地方自治制度以後の地方自治

- 体の環境予算増減に関する研究」ソウル大学環境大学院修士論文，1999年，64～65ページ。
- 11) 事業所税のような目的税を賦課し，財源とする場合もある。
- 12) カク・テウォン他『わが国の環境関連予算政策の改善方案』韓国環境技術開発院，1995年，31ページ，及び金鴻均・林鐘秀『国内外の環境支出分類基準および規模に対する比較分析』韓国環境技術開発院，1995年，27～80ページ。
- 13) 邑は村，面は集落に該当する。
- 14) 一般市が含まれ名称が変わった。
- 15) 譲与比率において，畜産廃水処理場の基本設計費が100％で，その他は10～70％である。
- 16) 対象事業の譲与基準については，韓国環境政策・評価研究院『環境政策と環境予算に関する討論会』2000年6月，27ページを参照されたい。
- 17) アン・ジョンソク『地方譲与金が地方財政に及ぼした効果分析』韓国租税研究院，1997年，46～52ページ。
- 【参考文献】
- ロ・サンファン編『環境予算と政策目標』韓国環境政策・評価研究院，1997年と1998年。
- 李正典『緑の経済学』ハンギル社，1994年。
- 李正典『環境財源調達および運営の効率化方案』大韓・ソウル商工会議所，1996年。
- 金鴻均『環境予算の管理・支援体系の改善方案に対する研究』韓国環境技術開発院，1996年。
- 金鴻均・林鐘秀『国内外の環境支出分類基準および規模に対する比較分析』韓国環境技術開発院，1995年。
- ロ・ギジョン外編『国家予算と政策目標』韓国開発研究院，1994年。
- 韓国環境技術開発院『韓国の環境50年史』韓国環境技術開発院，1996年。
- カク・テウォン外『わが国の環境関連予算政策の改善方案』韓国環境技術開発院，1995年。
- キン・ジョンソク外『中央政府と地方自治団体間の財源配分に関する研究』韓国租税研究院，1996年。
- 韓国環境技術開発院・政策討議資料集『地方化時代の環境行政機能調整』韓国環境技術開発院，1995年。
- バク・ワンヒ「地方自治団体の財政変数に対する実証分析」韓国財政学会『1996年度秋季学術大会の発表論文集』1996年。
- キン・ヨンコン『地方化に伴う環境費用の分担体系に関する研究—地方自治団体間における水紛争の解決方案を中心に—』韓国環境開発技術開発院，1996年。
- アン・ジョンソク『地方譲与金が地方財政に及ぼす効果分析』韓国租税研究院，1997年。
- 韓国環境政策・評価研究院『環境政策と環境予算に関する討論会』2000年6月。
- 林聖日「地方譲与金制度の財政的な平衡化機能に関する研究」『地方財政研究』第7巻第2号，1992年5月。
- 林聖日『地方譲与金制度の改善方案』韓国地方行政研究院，1996年。
- Musgrave, R. A. and Musgrave, P. B., *Public Finance in Theory and Practice*, McGraw Hill, 1980.
- Elster, J., “Local Justice; How Institutions Allocate Scarce Goods and Necessary Burdens”, *European Economic Review*, Vol. 35, 1991.
- Cumberland, J. H., “Efficiency and Equity in Interregional Environmental Management”, *Review of Regional Studies*, Vol.10, No.2, Fall 1981.